



市は、全国的にも通用する卓越した技術・技能を持った職人を、

「ふじみマイスター」「匠人」として認定しています。

富士市の「ものづくり」を支え、次代に技術・技能を伝承する「匠人」の応募をお待ちしています！

ふじみマイスター「匠人」

これまでに「左官」「造園工」「塗装工」「食肉加工品製造工」「石工」など、14人が「ふじみマイスター」に認定されています。

認定された人には「認定証」や「記念宮皿」が授与され、市主催のマイスターものづくり教室で技術や技能の披露をお願いしています。

[平成29年度認定]



小川 潮さん (パーテンドー)



勝又 匠さん (製茶手揉技術)

応募条件①～③全てに該当

①市内在住または在勤であること
②極めてすぐれた技術・技能を有すること

③経験年数25年以上で、年齢45歳以上(平成30年4月1日時点)であること

※自薦・他薦は問いません。ただし、技能職種の団体に属している人は、原則として、団体の推薦が必要です。

応募方法

4月1日～5月25日(必着)に、応募用紙(商業労政課で配布、市ウェブサイトでダウンロード可)に必要な事項を記入し、直接または郵送で商業労政課へ

※応募書類などは返却しません。

【市ウェブサイト】くらしと市政↓くらし・手続↓就職・労働↓技能・匠人↓ふじみマイスター「匠人(たくみびと)」事業

発表

8月上旬予定

申し込み・問い合わせ

〒417-8601

富士市役所 商業労政課

☎(55)2778

☎(55)2971

富士ヒノキの家

住んでみませんか？

市は、品質・性能が確かな「富士地域材」(富士ヒノキなど)を使った木造住宅の建築に助成をしています。皆さんも地元産の富士ヒノキを使った家に住んでみませんか？

富士ヒノキの家(富士地域材使用住宅) 取得費補助事業

助成額/1棟当たり30万円

応募要件/次の条件を全て満たす場合に応募できます

○みずから居住するために、市内で木造住宅を取得(新築・増築など)すること

○木材総使用量のうち、**34%以上**が市内、または富士宮市内で生産された「富士地域材」であること

○使用する「富士地域材」は全て「しずおか優良木材認証製品」であり、市内で製材業を営む者が製材したものであること

○市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって建築されたものであること

問い合わせ

★林政課(市役所5階)

☎(55)2783 ☎(51)1997

★富士市地域材利用推進協議会(富士市森林組合内)

〒417-0801 大淵6979-5

☎・☎(35)5999